

クリーニング師免許の各種申請における本人確認について

「クリーニング業法施行規則」（令和8年4月1日付け改正）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、クリーニング師免許に関する各種申請を行う際は、マイナンバー（個人番号）の記載と 本人確認書類の提示が必要です。

1 マイナンバー（個人番号）の記載が必要な申請書等

- ・クリーニング師試験受験願書
- ・クリーニング師免許申請書
- ・クリーニング師免許再交付申請書
- ・クリーニング師免許訂正申請書

2 提示いただく本人確認書類

（１）本人が持参する場合

①本人の「番号確認書類」と②本人の「身元（実存）確認書類」の両方が必要です。

※マイナンバー（個人番号）カードは、１枚（両面）で①と②の書類を兼ねることができます。

①本人の「番号確認書類」

次の書類のうち１点（マイナンバー（個人番号）が確認できるもの）

- ・マイナンバー（個人番号）カード（裏面）
- ・住民票（マイナンバー（個人番号）付き）
- ・通知カード（氏名、住所等が住民票の記載内容と一致しているものに限る）

②本人の「身元（実存）確認書類」

以下のAまたはBのいずれか

A 次の書類のうち１点

（顔写真付き身分証明書）

- ・マイナンバー（個人番号）カード（表面）
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・旅券（パスポート）
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書

B 次の書類のうち２点

（顔写真のない身分証明書）

- ・公的医療保険の被保険者情報を確認できるもの
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書
- ・特別児童扶養手当受給証明書
- ・特定医療費（指定難病）受給者証
- ・その他官公署が発行した書類で氏名、生年月日、住所の記載があるもの

(2) 代理人が持参する場合

①本人の「番号確認書類」、②代理人の「身元（実存）確認書類」、③代理権の確認書類のすべてが必要です。

①本人の「番号確認書類」
次の書類のうち1点（本人のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの） ・マイナンバー（個人番号）カード（裏面） ・住民票（個人番号付き） ・通知カード（氏名、住所等が住民票の記載内容と一致しているものに限る）

② <u>代理人の「身元（実存）確認書類」</u>	
代理人が個人の場合：以下のAまたはBのいずれか	
A 次の書類のうち1点 （顔写真付き身分証明書） ・マイナンバー（個人番号）カード（表面） ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書	B 次の書類のうち2点 （顔写真のない身分証明書） ・公的医療保険の被保険者情報を確認できるもの ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当受給証明書 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・その他官公署が発行した書類で氏名、生年月日、住所の記載があるもの
代理人が法人の場合：以下の書類	
・法人の登記事項証明書	

③代理権の確認書類	
【法定代理人の場合】 申請者本人の戸籍謄本、 その他資格を証する書類	【任意代理人の場合】 委任状

(3) 郵送で提出する場合

(1) または(2)の書類の写しを申請書に添付してください。

3 提出先・問い合わせ先

(1) 県内（新潟市を除く）に住所を有する方

住所地を管轄する保健所に提出してください（連絡先はこちら）



(2) 新潟市又は県外に住所を有する方

新潟県福祉保健部生活衛生課に提出してください

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-280-5208